

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

別紙様式第2号

改正案				現行			
別紙様式第2号 (第25条第1項関係) 第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫名 <div style="text-align: right;">理 事 長 氏 名 印</div>				別紙様式第2号 (第25条第1項関係) 第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫名 <div style="text-align: right;">理 事 長 氏 名 印</div>			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
先物取引差金勘定		売付商品債券		先物取引差金勘定		売付商品債券	
保管有価証券等		売付債券		保管有価証券等		売付債券	
金融派生商品		金融派生商品		金融派生商品		金融派生商品	
リース投資資産		リース債務		リース投資資産		リース債務	
その他の資産		資産除去債務		その他の資産		資産除去債務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. ~9. (略)				1. ~9. (略)			

改正案				現行			
別紙様式第6号 (第25条第1項関係) 第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印				別紙様式第6号 (第25条第1項関係) 第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
先物取引差金勘定		借入商品債券		先物取引差金勘定		借入商品債券	
保管有価証券等		借入有価証券		保管有価証券等		借入有価証券	
金融派生商品		売付商品債券		金融派生商品		売付商品債券	
リース投資資産		売付債券		その他の資産		売付債券	
その他の資産		金融派生商品		(略)		金融派生商品	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. ~9. (略)				1. ~9. (略)			

改正案				現行			
別紙様式第 10 号 (第 25 条第 1 項関係) 第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印				別紙様式第 10 号 (第 25 条第 1 項関係) 第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
先物取引差金勘定		払戻未済金		払戻未済金		払戻未済金	
保管有価証券等		払戻未済持分		払戻未済持分		払戻未済持分	
金融派生商品		職員預り金		職員預り金		職員預り金	
リース投資資産		先物取引受入証拠金		先物取引受入証拠金		先物取引受入証拠金	
その他の資産		先物取引差金勘定		先物取引差金勘定		先物取引差金勘定	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. ~9. (略)				1. ~9. (略)			

改正案				現行																																																																			
<p>別紙様式第 13 号 (第 131 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日現在 (信用金庫名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>売付商品債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>売付債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>資産除去債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>				科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差金勘定		売付商品債券		保管有価証券等		売付債券		金融派生商品		金融派生商品		リース投資資産		リース債務		その他の資産		資産除去債務		(略)		(略)		<p>別紙様式第 13 号 (第 131 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日現在 (信用金庫名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>売付商品債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>売付債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>資産除去債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>				科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差金勘定		売付商品債券		保管有価証券等		売付債券		金融派生商品		金融派生商品		リース投資資産		リース債務		その他の資産		資産除去債務		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																				
(略)		(略)																																																																					
先物取引差金勘定		売付商品債券																																																																					
保管有価証券等		売付債券																																																																					
金融派生商品		金融派生商品																																																																					
リース投資資産		リース債務																																																																					
その他の資産		資産除去債務																																																																					
(略)		(略)																																																																					
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																				
(略)		(略)																																																																					
先物取引差金勘定		売付商品債券																																																																					
保管有価証券等		売付債券																																																																					
金融派生商品		金融派生商品																																																																					
リース投資資産		リース債務																																																																					
その他の資産		資産除去債務																																																																					
(略)		(略)																																																																					

改正案	現行																
<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 131 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~3 . (略)</p> <p>4 . 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、<u>「未払法人税等」</u>、「リース債務」及び<u>「資産除去債務」</u>については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。</p> <p>5 . ~7 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 131 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~3 . (略)</p> <p>4 . 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、<u>「未払法人税等」</u>及び<u>「リース債務」</u>については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。</p> <p>5 . ~7 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)		(略)															
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)		(略)															

改正案				現行																																																																			
<p>別紙様式第 14 号 (第 131 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日 現在 (信用金庫連合会名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>借入商品債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>借入有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>売付商品債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> <td>売付債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>				科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差金勘定		借入商品債券		保管有価証券等		借入有価証券		金融派生商品		売付商品債券		リース投資資産		売付債券		その他の資産		金融派生商品		(略)		(略)		<p>別紙様式第 14 号 (第 131 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日 現在 (信用金庫連合会名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>借入商品債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>借入有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>売付商品債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> <td>売付債券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>				科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差金勘定		借入商品債券		保管有価証券等		借入有価証券		金融派生商品		売付商品債券		リース投資資産		売付債券		その他の資産		金融派生商品		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																				
(略)		(略)																																																																					
先物取引差金勘定		借入商品債券																																																																					
保管有価証券等		借入有価証券																																																																					
金融派生商品		売付商品債券																																																																					
リース投資資産		売付債券																																																																					
その他の資産		金融派生商品																																																																					
(略)		(略)																																																																					
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																				
(略)		(略)																																																																					
先物取引差金勘定		借入商品債券																																																																					
保管有価証券等		借入有価証券																																																																					
金融派生商品		売付商品債券																																																																					
リース投資資産		売付債券																																																																					
その他の資産		金融派生商品																																																																					
(略)		(略)																																																																					

改正案	現行																
<p>別紙様式第 14 号の 2 (第 131 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~5 . (略)</p> <p>6 . 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、<u>「未払法人税等」</u>、「リース債務」及び<u>「資産除去債務」</u>については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。</p> <p>7 . ~9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		<p>別紙様式第 14 号の 2 (第 131 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~5 . (略)</p> <p>6 . 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、<u>「未払法人税等」</u>及び<u>「リース債務」</u>については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。</p> <p>7 . ~9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)		(略)															
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)		(略)															

改正案				現行																																																																			
<p>別紙様式第 15 号 (第 131 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>払戻未済金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>払戻未済持分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>職員預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> <td>先物取引受入証拠金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>				科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差金勘定		払戻未済金		保管有価証券等		払戻未済持分		金融派生商品		職員預り金		リース投資資産		先物取引受入証拠金		その他の資産		先物取引差金勘定		(略)		(略)		<p>別紙様式第 15 号 (第 131 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>払戻未済金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>払戻未済持分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>職員預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>先物取引受入証拠金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . ~9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>				科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差金勘定		払戻未済金		保管有価証券等		払戻未済持分		金融派生商品		職員預り金		その他の資産		先物取引受入証拠金		(略)		先物取引差金勘定		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																				
(略)		(略)																																																																					
先物取引差金勘定		払戻未済金																																																																					
保管有価証券等		払戻未済持分																																																																					
金融派生商品		職員預り金																																																																					
リース投資資産		先物取引受入証拠金																																																																					
その他の資産		先物取引差金勘定																																																																					
(略)		(略)																																																																					
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																				
(略)		(略)																																																																					
先物取引差金勘定		払戻未済金																																																																					
保管有価証券等		払戻未済持分																																																																					
金融派生商品		職員預り金																																																																					
その他の資産		先物取引受入証拠金																																																																					
(略)		先物取引差金勘定																																																																					
(略)		(略)																																																																					